

労働安全衛生法のあらまし

法…労働安全衛生法

令…労働安全衛生法施行令

安衛則…労働安全衛生規則

第1章 総則

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
目 的	労働基準法と相まって、危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主的活動の促進等総合的・計画的な対策を推進することにより、安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進すること。	法第 1 条
事業者等の責務	1 事業者は単にこの法律で定める労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じ、労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、国の実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならないこと。 2 機械、機具その他の設備を設計し、製造し若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者、建設物を建設し若しくは設計する者は、これらの物が使用されることによる労働災害の発生防止に資するように努めなければならないこと。 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等につき安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないよう配慮すること。	法第 3 条
労働者の責務	労働災害を防止するための必要事項を守るほか、事業者、関係者が実施する労働災害の防止措置に協力するよう努めること。	法第 4 条
共同企業体	二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの 1 人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならないこと。	法第 5 条 (安衛則 1 条)

第2章 労働災害防止計画

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
労働災害防止計画	これまで昭和 33 年に産業災害防止総合 6 力年計画が策定されて以来、12 次にわたって労働災害防止計画が定められてきました。平成 30 年度～令和 4 年度は、「第 13 次労働災害防止計画」として推進中です。	法第 6 条

第3章 安全衛生管理体制

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
総括安全衛生管理者	(1) 次の規模の事業場ごとに総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全、衛生管理者を指揮させ業務を統括管理させること等。 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 100 人以上 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、建具・じゅう器等卸売業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 300 人以上 その他の業種 1,000 人以上	法第 10 条 (令 2 条) (安衛則 2 条～3 条)
	(2) 統括管理すべき事項 - 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 - 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること - 健康診断の実施・診断結果に基づく事後措置・作業環境の管理・保健指導・健康保持増進等に関すること - 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること - 安全衛生に関する方針の表明に関すること - 危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講じる措置に関すること - 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること	法第 10 条 安衛則 3 条の 2

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
安全管理者	(1) 次の業種及び規模の事業場ごとに安全管理者を選任し、その者に定められた安全に係る技術的事項(総括安全衛生管理者の項の(2)の事項)を管理させること。 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、 各種商品卸売業、建具・じゅう器等卸売業、各種商品卸売業、家具・建具・ じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械 修理業 50人以上 (2) 次に該当するものから選任すること(、 、 については厚生労働大臣の定める研修を修了した者に限る) 理科系の大学又は高等専門学校を卒業した者でその後2年以上産業安全の実務従事経験者 理科系の高等学校を卒業した者でその後4年以上産業安全の実務経験者 7年以上産業安全の実務経験者等(厚生労働省告示参照のこと) 労働安全コンサルタントの資格を有する者 その他(厚生労働省告示参照のこと)	法第11条 (安衛則 4 条～6 条)
衛生管理者	(1) 労働者 50 人以上の事業場ごとに衛生管理者を選任し、その者に定められた衛生に係る技術的事項(総括安全衛生管理者の項の(2)の事項)を管理させること。 (2) 選任すべき数は、 労働者数 50 人以上 ～ 200 人以下 = 1 人 200 人をこえ ～ 500 人以下 = 2 人 500 人をこえ ～1,000 人以下 = 3 人 1,000 人をこえ ～2,000 人以下 = 4 人 2,000 人をこえ ～3,000 人以下 = 5 人 3,000 人をこえる場合 = 6 人 (但し、1,000 人以上は 専任者が必要) 2 人以上の衛生管理者を選任する場合 医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等を衛生管理者として選任するとき、うち 1 人は事業場に専属の者でなくてもさしつかえない。 (3) 次の業種の区分に応じ、それぞれの資格を有する者を選任すること。 第一種衛生管理者免許 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許 上記以外の業種 (4) 上記(3)の他、次の者が衛生管理者の資格を有する。 医師 歯科医師 その他(厚生労働省告示参照) (5) 衛生管理者は少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、必要措置を講ずること。 (6) 事業者は衛生管理者に必要な権限を与えなければならない。	法第12条 (安衛則 7 条～12 条)
安全衛生推進者等	(1) 労働者 10 人以上 50 人未満の事業場毎に衛生推進者を選任(全業種)し、衛生に係る業務を担当させること。但し、安全管理者を選任すべき業種(前記)にあっては安全衛生推進者を選任すること。 (2) 安全衛生推進者の選任基準 大学卒業後 1 年、高等学校卒業後 3 年、その他 5 年以上事業場の安全衛生の実務(衛生推進者にあっては衛生実務)に従事している者 安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が認める者 (3) 職務内容 職場点検に関すること 健康診断・健康保持増進のための措置に係る事務に関すること 安全衛生教育に関すること その他労働災害の防止対策に関することなど	法第12条の2 (安衛則 12 条の 2 ～12 条の 4)
産 業 医	(1) 労働者 50 人以上の事業場ごとに産業医を選任すること(全業種) (2) 産業医の職務 健康診断及び面接指導の実施、その結果に基づく措置、作業環境の維持管理、作業の管理 健康の保持増進を図るための措置、衛生教育 労働者の健康障害の原因調査及び再発防止の措置 (3) 50 人未満の事業場は地域産業保健センターの活用等によって健康管理に努める。	法第13条～13条 の2 (安衛則 13 条～ 15 条の2)
作業主任者	労働災害を防止するための管理を必要とする。令 6 条で定める危険又は有害な作業については、法定資格を有する者のうちから作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮等の事項を行わせなければならないこと。(別表 1 参照)	法第14条 (令 6 条、安衛則 16 条～18 条)

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項												
統括安全衛生責任者	(1) 特定元方事業者(建設業又は造船業の事業を行う者)は、同一場所で混在して作業を行う特定元方事業者及び下請事業者の労働者が常時 50 人以上(ずい道等の工事等にあつては、常時 30 人以上)の場合、統括安全衛生責任者を選任すること。 統括安全衛生責任者の選任基準 当該場所における事業の実施について統括管理権限及び責任を有する者 統括管理すべき事項 法第 31 条で定める事項	法第 15 条 (令 7 条、安衛則 20 条)												
元方安全衛生管理者	(1) 特定元方事業者で統括安全衛生責任者を選任した事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、法第 31 条で定める事項のうち技術的事項を管理させること (2) 次の資格を有する者のうちから選任すること。 大学又は高等専門学校における理科系統の正規課程を修了し卒業した者で、その後 3 年以上建設工事施工の安全衛生の実務従事経験者 高等学校において理科系統の正規課程を修了し卒業した者で、その後 5 年以上建設工事施工の安全衛生の実務従事経験者 その他厚生労働大臣が定める者	法第 15 条の 2 (安衛則 18 条の 2～18 条の 4)												
店社安全衛生管理者	(1) 特定元方事業者(建設業)は、同一場所で作業を行う元方事業者及び下請事業者の労働者数が一定規模以上の場合、店社(本社、支店等)ごとに店社安全衛生管理者を選任し現場巡視、災防協議会への参加等現場所長や安全担当者に対する指導援助を行わせること。 <table border="1"> <tr> <td>ずい道等の建設の工事</td><td>20 人以上</td><td>30 人未満</td></tr> <tr> <td>圧気工法による仕事</td><td>20 人以上</td><td>30 人未満</td></tr> <tr> <td>一定の橋梁の建設の仕事</td><td>20 人以上</td><td>30 人未満</td></tr> <tr> <td>鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事</td><td>20 人以上</td><td>50 人未満</td></tr> </table> (2) 資格要件 大学又は高等専門学校を卒業した者でその後 3 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者 高等学校を卒業した者でその後 5 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者 8 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者	ずい道等の建設の工事	20 人以上	30 人未満	圧気工法による仕事	20 人以上	30 人未満	一定の橋梁の建設の仕事	20 人以上	30 人未満	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事	20 人以上	50 人未満	法第 15 条の 3 (安衛則 18 条の 6～18 条の 8)
ずい道等の建設の工事	20 人以上	30 人未満												
圧気工法による仕事	20 人以上	30 人未満												
一定の橋梁の建設の仕事	20 人以上	30 人未満												
鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事	20 人以上	50 人未満												
安全委員会	設けなければならない事業場は、 1 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械機具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業にあっては 50 人以上 2 運送業(上記以外のもの)、製造業(上記以外のもの)、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、各種商品卸売業、家具建具じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具建具じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業にあっては 100 人以上	法第 17 条 (安衛則 21 条、23 条 24 条)												
衛生委員会	設けなければならない事業場は、全業種で労働者 50 人以上	法第 18 条 (安衛則 21 条～24 条)												
安全衛生委員会	安全と衛生の二つの委員会を設けなければならないときは、安全衛生委員会としてさしつかえない。	法第 19 条 (安衛則 21 条～24 条)												
安全管理者等に対する教育等	対 象 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者等教育に必要な指針の公表 (H 元/5/22 付け公示第 1 号「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」(最新改正：H18/3/31))	法第 19 条の 2												

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
リスクアセスメントの実施	設備、原材料、作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査を行い、必要な措置を講ずるよう努める。 対象業種 安全管理者の選任が必要な業種(但し、化学物質等の取扱い事業場は全業種)	法第 28 条の 2 (安衛則 24 条の 11～24 条の 12)
元方事業者の措置	対象業種 製造業 製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じること。 元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと。 クレーン等の運転合図、事故現場等の標識、有機溶剤等の容器の集積箇所、警報の統一と関係請負人への周知	法第 30 条の 2 (安衛則 643 条の 2～643 条の 7)

第5章 機械等及び有害物に関する規制

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
定期自主検査	ボイラーその他の機械で、一定のものは定期に自主検査を行い、及びその結果を記録すること。(別表5参照)上記の機械のうち動力プレス等の機械は、一定の資格を有する者により検査を実施させること。	法第45条(令15条)
危険物、有害物の表示	爆発性、発火性、引火性等労働者に危険を生ずるおそれのあるもの、ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤等労働者に健康障害を生ずるおそれのある物を容器に入れ、又は包装して、譲渡又は提供する際、その名称、成分等を表示しなければならない。	法第57条
化学物質の情報提供	労働者の健康障害を生ずるおそれのある化学物質等の譲渡・提供者に対して、譲渡・提供先に化学物質等安全データシート(SDS)を交付しなければならない。 化学物質等による労働者の健康障害防止のために事業者が講ずべき措置について、厚生労働大臣が指針を公表し、厚生労働大臣はこれに従って必要な指導や援助を行うことが出来る。 データシート(SDS)の提供を受けた事業者は、取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示したり、備え付けたりして、労働者に周知させなければならない。	法第57条の2 第28条の2、 第101条

第6章 労働者の就業に当たっての措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
安全衛生教育(特別教育)	労働者を雇入れたとき、又は危険有害業務に労働者をつかせるとき、その従事する業務に関する安全衛生のための教育又は特別教育を行うこと。特別教育については(別表2,4参照)	法第59条 (安衛則35条、36条)
職長教育	職場の職長等に就任することとなった者に対して、職長等に必要とされる一定の事項について安全衛生教育を行わなければならないこと。 (1) 教育を行うべき業種 建設業 製造業(一部の業種を除く) 電気業 ガス業 自動車整備業 機械修理業 (2) 教育事項 作業方法の決定、労働者の配置 部下の指導監督の方法 その他労働災害防止に必要な事項	法第60条 (令19条、安衛則40条)
就業制限	特定の危険業務に労働者をつかせるとき、法定の資格を有する者(免許証取得者、技能講習修了者等)でなければ、その業務につかせてはならないこと。(別表3参照)	法第61条 (令20条、安衛則41条、42条)

第7章 健康の保持増進のための措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
環境測定	有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で空気環境、作業環境について作業環境測定基準による測定をし、その結果を記録しておくこと。(別表6参照)	法第65条 (施行令21条)
健康診断	1 一般健康診断 (別表7参照) (1) 事業者は、労働者に対し、雇入れ時の健康診断、定期健康診断(1年以内ごとに1回)、特定の業務(安衛則13条の業務)に従事する者に対する健康診断(6ヶ月以内ごとに1回)、海外派遣労働者の健康診断(6ヶ月以上派遣の場合、派遣前及び派遣後)を行わなければならないこと。健康診断の結果、必要であると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他適切な措置をすること。 (2) 健康診断項目(定期健康診断の場合) 1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重、視力、胸囲及び聴力の検査 4. 胸部エックス線検査及びかくたん検査 5. 血圧の測定 6. 貧血検査(血色量、赤血球数) 7. 肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP) 8. 血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド) 9. 血糖検査 10. 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 11. 心電図検査 注)全ての項目を行うことが義務付けられているが、「医師の判断」によって省略できる検査項目もある。 雇入れ時の健康診断項目については4の「<u>かくたん検査</u>」が除かれた内容にて実施する。 2 特殊健康診断 特定の有害業務(令22条の業務)に従事する労働者に対し雇入れ時、配置替え時及び定期的に特別項目の健康診断を行わなければならないこと。(別表7参照)	法第15条の3 (安衛則18条の6～ 18条の8) 法第66条 (安衛則44条～ 45条の2)

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
医師の面接指導等	対象事業場 全事業場 (週 40 時間を超える時間)が 1 月当たり 80 時間を超え、疲労の蓄積が認められる労働者に対して、申出を受けて医師による面接指導(メンタルヘルスを含む)を行うこと。なお、研究開発業務、高度プロフェッショナル制度対象者の 100 時間超えは申出なしでも面接指導を行うこと。 面接指導を実施した労働者の健康保持の必要な措置について医師の意見を聞くこと。必要なときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講じること。上記の対象者以外についても長時間労働等の労働者について面接指導を行うよう努めること。	法第 66 条の 8～ 66 条の 9 (安衛則 52 条の 2～ 52 条の 8) 法第 68 条(安衛則 61 条)
病者の就業禁止	伝染病の疾患、心臓・腎臓・肺等の疾病で病勢が著しく憎悪するおそれのあるもの等にかかった者は就業を禁止したり、従事している業務が適当でないと医師が認めた場合、従事させてはならない。	法第 68 条(安衛則 61 条)
健康教育等	健康教育、健康相談等健康の保持増進対策を計画的継続的に講ずるよう努める	法第 69 条
健康の保持増進のための指針の公表等	健康の保持増進のための指針の公表 労働者の心の健康の保持増進のための指針	法第 70 条の 2

第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
事業者の努力義務	事業場における安全衛生水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならないこと。 (1) 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置 (2) 作業方法の改善措置 (3) 疲労回復のための施設、設備の設置又は整備 (4) その他必要な措置	法第 71 条の 2
快適職場指針の公表等	職場環境の形成のための措置に関する指針の公表	法第 71 条の 3

第8章 監督等

事 項	規 定 の あ ら ま し	関 係 条 項
計画の届出	次の建設物、機械等、建設工事等に係る計画を事前に届け出ること 届出対象 別表 8 参照 (1) 危険、有害な機械等の設置 次の ～ に掲げる機械等の設置又は移転、主要構造 部分の変更をしようとする場合 安衛則別表 7 に掲げられている機械等 ボイラー、第一種圧力容器 クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ 有害な作業を必要とする機械等 (2) 大規模な建設工事(大臣届出) 安衛則 89 条で定める仕事(6 種類) (3) 一定規模以上の建設工事等(上記大臣届出に該当するものを除く。) 安衛則 90 条で定める仕事(10 種類)、安衛則 94 条の 2 で定める仕事(6 種類)	法第 88 条 (令 24 条、安衛則 85 条～92 条の 3)
	計画届を要しない場合 (1) 仮設の建設物等 (2) マネジメントシステムの認定制度 マネジメントシステムを実施し、災害発生率が低い等一定の要件に該当すると監督署長が認定した事業場	
報 告	(1) 事故報告(火災、爆発、破裂、切断、倒壊) (2) 有害物ばく露作業報告(対象物質(毎年変わる)を 1 年で 500 k g 以上取扱いのときに毎年 3 月 31 日までに報告する) (3) 労働者死傷病報告 (4) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医選任報告等安全衛生に関する各種報告など	法第 100 条 (安衛則 95 条の 6、 96 条、97 条)

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織の概要

業 種 規 模 (人)	林 鋳 建 運 清 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業					化 鉄 自 機 金 輸 木 学 鋼 動 械 属 送 材 工 業 車 修 製 用 ・ 業 業 整 理 業 造 業 造 業 業 業 業 業 業 業					通 卸 接 そ 電 紙 信 売 客 の 気 ・ パ 業 業 業 其 水 ガ 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業					その 他 の 業 種				
1,000 ~	安衛 事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 (法10条) ↓ 指揮 安全管理者 衛生管理者 産業医					安衛 事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 安全管理者 衛生管理者 産業医										衛 事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 ↓ 衛生管理者 産業医				
300 ~ 999	(法11条) (法13条) (法12条) 安全管理者 衛生管理者 産業医					安衛 事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医										衛 事業者 ↓ 選任 衛生管理者 産業医				
100 ~ 299	安衛 事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医					安衛 事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医										衛 事業者 ↓ 選任 衛生管理者 産業医				
50 ~ 99	安衛 事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医					安衛 事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医										衛 事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医				
10 ~ 49	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者 (法12条の2)					事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者										事業者 ↓ 選任 衛生推進者				
1 ~ 9	事業者					事業者										事業者				

安衛：安全・衛生委員会の設置義務事業場

衛：衛生委員会の設置義務事業場

表 1 作業主任者選任業務一覧表

令 6 条 号 別	各規則 条 文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (法 14 条、同法施行令 6 条、安衛則 16 条)	職 務 根 拠
1	高圧則 10	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業	高圧則 10
2	安衛則 314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10 以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は 9 以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は 400ℓ以上、他は 1,000ℓ以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	安衛則 315
3	安衛則 513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業(原動機定格出力 7.5 k w を超えるもの 支間の斜距離の合計が 350m 以上のもの 最大使用荷重が 200 k g 以上のもの)	安衛則 514
4	ボイラー則 24	ボイラー取扱 作業主任者	ボイラー 技士免許等	ボイラー取扱業務(小型を除く→令 1 条 4 号) 特 級 = 伝熱面積合計 500 m ² 以上(貫流のみは除く) 1 級以上 = 伝熱面積合計 25 以上 500 m ² 未満(貫流のみ 500 m ² 以上) 2 級以上 = 電熱面積合計 25 m ² 未満 技能講習以上 = 令 6 条 16 号イからニまでのボイラー	ボ則 25
5	電離則 46	エックス線 作業主任者	免許	次の放射線業務 (但し医療用又は波高値による定格電圧が 1,000KV 以上のエックス線装置使用は除く) エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 エックス線管、ケノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査の業務	電離則 47
5 の 2	電離則 52-2	ガンマ線透過写真 撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則 52-3
6	安衛則 129	木材加工用機械 作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーターで合計 5 台以上 (自動送材車式帯のこ盤を含む場合は 3 台以上)	安衛則 130
7	安衛則 133	プレス機械 作業主任者	同上	動力プレス 5 台以上	安衛則 134
8	安衛則 297	乾燥設備作業主任者	同上	乾燥設備内容積 1 m ³ 以上(令別表第 1 危険物) 危険物以外、熱源に燃料又は電力使用	安衛則 298
8 の 2	安衛則 321-3	コンクリート破砕器 作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	安衛則 321
9	安衛則 359	地山の掘削及び 土止め支保工 作業主任者	同上	掘削面の高さ 2m 以上の地山の掘削の作業 (技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」)	安衛則 360
10	安衛則 374			土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業 (同上)	安衛則 375
10-2	安衛則 383-2	ずい道等の掘削等 作業主任者	同上	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立(落盤、肌落防止用)、ロックボルト取付、コンクリート等吹付	安衛則 383
10-3	安衛則 383-4	ずい道等の覆工 作業主任者	同上	ずい道等覆工(型わく支保工)組立、解体、移動、コンクリート打設	安衛則 383
11	安衛則 403	採石のための掘削 作業主任者	同上	掘削面の高さ 2m 以上となる採石法 2 条の岩石の採取のための掘削	安衛則 404
12	安衛則 428	はい作業主任者	同上	高さ 2m 以上のはい付け、はいくずし (但し、ばら物荷や荷役機械の運転者のみで行う作業は除く)	安衛則 429
13	安衛則 450	船内荷役作業主任者	同上	船舶荷積み卸、船舶内荷移動 (但し、500t 未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く)	安衛則 451
14	安衛則 246	型枠支保工組立て等 作業主任者	同上	型わくの組立て、解体の作業(但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く)	安衛則 247
15	安衛則 565	足場の組立て等 作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さが 5m 以上の足場の組立、解体、変更の作業(ゴンドラのつり足場は除く)	安衛則 566

令 6 条 号 別	各規則 条 文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (法 14 条、同法施行令 6 条、安衛則 16 条)	職 務 根 拠
15-2	安衛則 517-4	建築物等の鉄骨の 組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み・塔であって高さが 5m 以上の金属製の部材により構成 されるものの組立て、解体、変更	安衛則 517-5
15-3	安衛則 517-8	鋼橋架設等 作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、 変更(但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る)	安衛則 517-9
15-4	安衛則 517-12	木造建築物の組立て 等作業主任者	同上	軒高 5m 以上の木造建築物の構造部材組立て、屋根下地外壁下地の取付	安衛則 517-13
15-5	安衛則 517-17	コンクリート造の 工作物の解体等 作業主任者	同上	高さ 5m 以上のコンクリート造工作物の解体、破壊	安衛則 517-18
16	安衛則 517-22	コンクリート橋 架設等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のものの架設又は変更 (但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る)	安衛則 517-23
17	ボ則 62	第一種圧力容器 取扱作業主任者	* 1	第一種圧力容器の取扱作業 (但し、令 1 条 6 号小型圧力容器及び令 6 条 17 号イ、ロは除く)	ボ則 63
18	特化則 27	特定化学物質 作業主任者	技能講習	令別表第 3 の特定化学物質(1 類・2 類・3 類) 製造又は取扱(但し、試験研究の取扱業務は除く)	特化則 28
19	鉛則 33	鉛作業主任者	同上	令別表第 4 の鉛業務 1 号から 10 号まで(但し、遠隔操作の場合は除く)	鉛則 34
20	四アル則 14	四アルキル鉛等 作業主任者	同上	令別表第 5 の四アルキル業務 1 号から 6 号・8 号(講習は 18 と同一)	四アル則 15
21	酸欠則 11	酸素欠乏危険 作業主任者(第 1 種)	同上	酸素欠乏危険場所における作業(第一種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11
		酸素欠乏危険 作業主任者(第 2 種)	同上	酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にか かるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る)にお ける作業(第二種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11
22	有機則 19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤の製造又は取扱	有機則 19 の 2
23	石綿則 19	石綿作業主任者	同上	石綿若しくは石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する製剤その他の 物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業	石綿則 20

* 1 : 化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習
上記以外はボイラー技士免許(特級・1 級・2 級)、第一種圧力容器作業主任者技能講習(化学設備・普通)

表2 安全衛生教育の対象者・種類一覧表

対 象 者	種 類	実 施 時 期	教 育 内 容	備 考
1. 作業者 (1)就業制限業務に従事する者	危険有害業務従事者教育 (労働安全衛生法(以下「法」という。)第60条の2)	イ.定期(概ね5年ごとに) ロ.随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	危険又は有害な業務に現に就いているものに対する安全衛生教育に関する指針(H元/5/22 安全衛生教育指針 公示1号)(以下「安全衛生教育指針」)
(2)特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者	特別教育 (法第59条第3項) 危険有害業務従事者教育(法第60条の2)	当該業務に初めて従事するとき イ.定期(概ね5年ごとに) ロ.随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	安全衛生特別教育規程に規定された事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。) 安全衛生教育指針
(3)(1)又は(2)に準ずる危険有害業務に従事する者	特別教育に準じた教育 危険有害業務従事者教育(法第60条の2)	当該業務に初めて従事するとき イ.定期(概ね5年ごとに) ロ.随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	当該業務に関して安全又は衛生のために必要な知識等 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項	安全衛生教育指針
(4)(1),(2)及び(3)の業務に従事する者並びにその他の業務に従事する者	雇入時教育 (法第59条第1項)	雇 入 時	安衛則第35条に規定された事項	労働者の心の健康の保持増進のための指針(H18/3/31 公示第3号)(以下「メンタルヘルス指針」) 事業場における治療と職業生活のためのガイドライン(H28/2/23 基発 0223 第5号)(以下「両立支援ガイドライン」)
	作業内容変更時教育 (法第59条第2項)	作業内容変更時	同 上	
	健康教育 (法第69条)	雇入時、定期、随時	事業場におけるメンタルヘルス、治療と職業生活の両立を含めた健康の保持増進に関すること。 →右欄参照	
(5)(1)及び(2)の業務のうち車両系建設機械等の運転業務に従事する者	危険再認識教育	当該業務に係る免許取得後若しくは技能講習修了後又は特別教育修了後概ね10年以上経過した時	当該業務に対する危険性の再認識、安全な作業方法の徹底を図る事項	
(6)(1)から(3)までの業務に従事する者及び(1)から(3)までの業務以外の業務のうち作業強度の強い業務に従事する者	高齢時教育	概ね45歳に達した時	高齢者の心身機能の特性と労働災害に関すること、安全な作業方法・作業行動に関すること、健康の保持増進に関すること等の事項	高齢労働者の労働災害発生率の高い業務 高所作業、重筋作業等作業強度の強い業務に従事する高齢労働者を対象とする。
2. 安全衛生に係る監督者 (1)安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、安全推進者、店社安全衛生管理者、衛生推進者及び元方安全衛生管理者	能力向上教育(法第19条の2) 能力向上教育に準じた教育	イ.当該業務に初めて従事する時 イ.定期(概ね5年ごとに) ロ.随時(機械設備等に大幅な変更があったとき)	当該業務に関する全般的事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針(H元/5/22 能力向上教育指針 公示第1号)(以下「能力向上教育指針」)
(2)救護技術管理者、計画参画者及び作業主任者	能力向上教育(法第19条の2)	イ.定期(概ね5年ごとに) ロ.随時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	能力向上教育指針
(3)職長等	職長等教育(法第60条) 能力向上教育に準じた教育	当該業務に初めて就く時 イ.定期(概ね5年ごとに) ロ.随時(機械設備等に大幅な変更があった時)	安衛則第40条に規定された事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	
(4)作業指揮者	指名時教育	当該職務に初めて指名された時	作業指揮者の職務、安全な作業方法、作業設備の点検及び改善措置等に関する事項	
(5)安全衛生責任者	選任時教育 能力向上教育に準じた教育	新たに選任されたとき イ.定期(概ね5年ごとに) ロ.随時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関する全般的事項 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項	

対 象 者	種 類	実 施 時 期	教 育 内 容	備 考
(6)交通労働災害防止担当管理者	交通労働災害防止担当管理者教育	新たに選任されたとき	当該業務に関する全般的事項	
(7)荷役災害防止担当者	指名時教育	当該職務に初めて指名されたとき	当該業務に関する全般的事項	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(H25/3/25 基発0325 第1号)」、前ガイドラインに基づく安全衛生教育の推進について(H25/6/18 基安発0618 第1号)
(8)危険性又は有害性の調査等担当者、労働安全衛生マネジメントシステム担当者	指名時教育	当該職務に初めて指名されたとき	当該業務に関する全般的事項	危険性又は有害性等の調査等に関する指針(H18/3/10 公示第1号)、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(H11/4/30 告示第53号)
(9)化学物質管理者	選任時教育	イ.新たに選任されたとき ロ.随時(機械設備等に大幅な変更があった時)	当該業務に関する全般的事項	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(H27/9/18 公示3号)
(10)健康保持増進措置を実施するスタッフ	健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修	随 時	事業場における健康保持増進措置に関する全般的事項	事業場における労働者の健康の保持増進のための指針(S63/9/1 公示第1号)
(11)事業場内産業保健スタッフ等	メンタルヘルスを推進するための養成専門研修	随 時	事業場におけるメンタルヘルスケアに関する全般的事項	メンタルヘルス指針
3.経営トップ等 (1)事業者 総括安全衛生管理者 統括安全衛生責任者 安全衛生責任者	安全衛生セミナー	随 時	労働災害の現状と防止対策、安全衛生と企業経営、労働安全衛生関係法令等に関する事項	
(2)管理職	安全衛生教育	随 時	労働災害の現状と防止対策、安全衛生と企業経営、労働安全衛生関係法令に関する事項 事業場におけるメンタルヘルス、治療と職業生活の両立に関する全般的事項	メンタルヘルス指針 両立支援ガイドライン
4.安全衛生専門家 産業医 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント 安全管理士、衛生管理士 作業環境測定士	実務向上研修	随 時	当該業務に必要な専門的知識等のうち技術革新の進展等社会経済情勢及び職場環境の変化等に対応した事項	
5.技術者等 (1)特定自主検査に従事する者	能力向上教育に準じた教育	概ね5年ごとに	機械の自動化、高速化等の構造・機能の変化に対応した検査方法等に関する事項	整備を担当する者には整備に関する事項も含む
(2)定期自主検査に従事する者	選任時教育	新たに選任されたとき	定期自主検査の意義、検査方法、検査結果の評価方法、検査機器等に関する事項	整備を担当する者には整備に関する事項も含む
(3)生産技術管理者	生産技術管理者に対する機械安全教育	随 時	機械の設計・製造段階のリスクアセスメントとリスク低減等	設計技術者、生産技術者に対する機械安全に係る教育について(H26/4/15 基安発0415 第3号) 生産部門において生産設備の運転・保全等の業務を管理する技術者
(4)設計技術者	設計技術者に対する機械安全教育	随 時	機械の設計・製造段階のリスクアセスメントとリスク低減	設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について(H26/4/15 基安発0415 第3号) 工作責任者、仮設機材管理者等を含む。
6.その他 (1)就業予定の実業高校生	学校教育	卒 業 前	安全衛生の基礎的知識に関する事項	

(出所:平成3.1.21 基発第39号「安全衛生教育推進要綱」(最新改正:H28/10/12))

表3 就業制限業務一覧表(免許・技能講習)

号別	就業制限の業務(法61条 令20条)		就業が認められる資格 (安衛則41条別表3)	備 考
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は、残薬の点検及び処理の業務	- 発破技士免許 - 火薬類取扱保安責任者免許 - 保安技術職員国家試験 甲、乙、丁 上級保安技術職員 甲、乙 発破係員 甲、丁 坑外保安係員 甲、乙、丁 坑内保安係員	
2	揚貨装置運転	制限荷重5t以上運転業務(船内デリック、クレーン)	揚貨装置運転士免許	
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱(令1条4号の小型除く) 胴内径750mm以下でかつその長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するもの内径400mm以下かつ内容積0.4㎡以下)	- ボイラー技士免許(特,1,2級) - ボイラー取扱技能講習	- 伝熱面積の合計500㎡以上：特級(貫流のみ除く) - 伝熱面積の合計25～500㎡未満：1級以上等作業主任者留意～定義は令6条16号イ～ニ
4	ボイラー・第一種圧力溶接 (ボ則9、55条)	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力を除く) ボ則9、55条 但し書き イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接口 管台、フランジ等を取付ける溶接	- 特別ボイラー溶接士免許 - 特別ボイラー溶接士免許 - 普通ボイラー溶接士免許	
5	ボイラー・第一種圧力容器整備 (ボ則35、70条)	小型及び上記3の～のボイラーは除く 令1条5号の第一種圧力容器(以下は除く) イに該当のもの、内容積5㎡以下 ロ～ニに該当のもの、内容積1㎡以下	ボイラー整備士免許	
6	クレーン運転 (ク則22条)	つり上げ荷重5t以上運転(跨線テルハは除く)	- 床上操作式クレーン運転技能講習(床上操作で荷とともに移動する方式のクレーン) - クレーン・デリック運転士免許(上記以外のクレーン)	クレーン限定免許有り。H18/4/1以前に所有している免許はクレーンに限定して有効
7	移動式クレーン (ク則68条)	つり上げ荷重1t以上運転	- 小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重1～5t未満) - 移動式クレーン運転士免許(5t以上のもの)	
8	デリック (ク則108)	つり上げ荷重5t以上運転	クレーン・デリック運転士免許(上記以外のクレーン)	デリック限定有り。6と同じ。
9	潜水業務 (高圧則12条)	潜水器を用いかつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベの給気を受けて水中において行う業務	潜水士免許	
10	溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	- ガス溶接作業主任者免許 - ガス溶接技能講習 - 他保安技溶接、歯科免許等有	
11	フォークリフト	最大荷重1t以上運転業務(道路走行は道交法適用)	- フォークリフト運転技能講習 - 他職訓有	
12	建設機械 (機体重量3t以上運転) (道交法適用)	- 別表7の1号(整地、運搬、積込機)ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクターショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレーブドーザー - 別表7の2号(掘削機)パワーショベル、ドラグショベル、ドラグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャー - 別表7の3号(基礎工事機)(3t以上)くい打機、くい抜機、アースドリル、リバースサーキュレーションドリル、せん孔機、アースオーガー、ペーパードレンマシーン - 別表7の6号(解体用機械)ブレーカ	- 車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削用)運転技能講習 - その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等有 - 車両系建設機械(基礎工事項)運転技能講習。その他上欄と同じ - 車両系建設機械(解体用)運転技能講習。その他上欄と同じ	S53/1/1以前の規則による講習修了者は安則81条により、修了証とみなされる。
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1t以上運転(道路走行は道交法適用)	- ショベルローダー等運転技能講習 - 他職訓等有	
14	不整地運搬車	最大積載量1t運転(道路走行は道交法適用)	不整地運搬車運転技能講習	
15	高所作業車	作業床の高さ10m以上運転(道路走行は道交法適用)	高所作業車運転技能講習	
16	玉掛	1t以上の揚貨装置、つり上り荷重1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛業務	- 玉掛技能講習 - 注)揚貨、クレーン、移動式クレーン、デリック運転免許 - その他職訓有	注)S53/10/1以降の資格者は認められない。

表4 特別教育を必要とする危険有害業務一覧表

号 別	対 象 業 務 [法 59 条 安衛則 36 条]
1	研削といしの取替、取替時試運転業務
2	動力プレス機の金型、シャアの刃部又はプレス機、シャアの安全装置、安全囲いの取付け取外し調整業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧(直流 750V 超、交流 600V 超～7,000V 以下)、特別高圧(7,000V 超)の活線等の業務、低圧含む
4 の 2	電気自動車等の整備業務(50V を超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車)
5	最大荷重 1t 未満のフォークリフト業務(他に道交法適用有り)
5 の 2	最大荷重 1t 未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務(他に道交法適用有り)
5 の 3	最大荷重 1t 未満の不整地運搬車運転業務(他に道交法適用有り)
6	制限荷重 5t 未満の揚貨装置運転
6 の 2	伐木等機械運転
6 の 3	走行集材機械運転
7	機械集材装置運転(集材機、架線、搬器、支柱及び附属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備)
7 の 2	簡易架線集材装置運転又は架線集材機械運転
8	胸高直径 70cm 以上の立木伐木、直径 20cm 以上重心偏、つりきり、かかり木、伐木等業務
8 の 2	チェーンソーを用いて立木伐木、かかり木処理又は造材業務
9	機体重量 3t 未満不特定場所を自走できるものの運転(道交法適用も有)(表 3 の 12 号参照)
9 の 2	令別表 7 の 3 号(基礎工事機、上記参考) 自走できないもの
9 の 3	同 上 (同 上) 自走できるものの作業装置の操作
10	令別表 7 の 4 号(締固め用機械) ローラー運転業務(道交法有り)
10 の 2	令別表 7 の 5 号(コンクリート打設用機械)の作業装置の操作
10 の 3	ボーリングマシン運転業務
10 の 4	建設工事の作業で使用するジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務
10 の 5	作業床の高さ 10m 未満の高所作業車運転業務
11	動力巻上げ機の運転業務(電気ホイスト、エヤホイスト等)(除ゴンドラ)
13	令 15 条第 7 号の軌道装置等運転業務(除鉄道事業法、軌道法)
14	小型ボイラー取扱業務(令第 1 条 4 号の小型ボイラー)
15	クレーン運転(つり上げ過重 5t 未満及びつり上げ過重 5t 以上の跨線テルハ)
16	移動式クレーン 1t 未満
17	デリック 5t 未満
18	建設用リフト
19	玉掛(1t 未満のクレーン、移動式クレーン、デリック)
20	ゴンドラ操作
20 の 2	作業室、気閘室への送気のための空気圧縮機運転
21	高圧室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務
22	気閘室への送気、排気の調整を行うバルブ又はコックの操作業務
23	潜水作業者への送気調節を行うバルブ、コックの操作業務
24	再圧室操作業務
24 の 2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛業務(令別表 5 の四アルキル)
26	酸素欠乏危険作業にかかる業務
27	特殊化学設備の取扱整備、修理業務(令 20 条 5 号第一種圧力容器の整備を除く)
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務
28 の 2	加工施設、再処理施設、使用施設等の管理区域における核燃料物質、使用済燃料(汚染物を含む)取扱業務
28 の 3	原子炉施設の管理区域内における核燃料物質、使用済燃料(汚染物を含む)取扱業務
28 の 4	東日本大震災により生じた放射性物質の処分の業務
28 の 5	電離則 7 条の 2 第 3 項の特例緊急作業
29	粉じん障害防止規則第 2 条 1 項 3 号の特定粉じん作業
30	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業
31	産業用ロボットの教示等の業務
32	産業用ロボットの検査・修理・調整等の業務
33	空気圧縮機を用いて自動車(2 輪自動車を除く)のタイヤの空気充てん業務
34	廃棄物焼却施設(ダイオキシン類特別措置法)におけるばいじん及び焼却灰等を取り扱う業務
35	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う焼却灰等の取扱業務
37	石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業、石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
38	除染等業務及び特定線量下業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
40	高さが 2m 以上の箇所で昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(ロープ高所作業)
41	高さが 2m 以上の箇所で墜落制止用器具のうち、フルハーネス型を用いて行う作業

表5 定期自主検査一覧表(法 45 条、令 15 条)

定期自主検査を行うべき機械等 (記録は3年間保存)		検 査 時 期			
		作業開始時 (使用開始時)	月 1 回	年 1 回	その他
1	ボイラー		ボ則 32		
2	第一種圧力容器		ボ則 67		
3	クレーン (0.5t 以上)	ク則 36	ク則 35	ク則 34	
4	移動式クレーン (0.5t 以上)	ク則 78	ク則 77	ク則 76	
5	デリック (0.5t 以上)	ク則 121	ク則 120	ク則 119	
6	エレベーター (0.25t 以上)		ク則 155	ク則 154	
7	建設用リフト (高さ 10m以上)	ク則 193	ク則 192		
8	ゴンドラ	ゴ則 22	ゴ則 21		
9	第二種圧力容器			ボ則 88	
10	動力プレス機械	安衛則 136		安衛則 134 の 3	(特)安衛則 135 の 3
11	フォークリフト	安衛則 151 の 25	安衛則 151 の 22	安衛則 151 の 21	(特)安衛則 151 の 24
12	車輛系建設機械	安衛則 170	安衛則 168	安衛則 167	(特)安衛則 169 の 2
13	小型ボイラー			ボ則 94	
14	小型圧力容器			ボ則 94	
15	簡易リフト (0.25 t 以上)	ク則 210	ク則 209	ク則 208	
16	動力シャー	安衛則 136		安衛則 135	
17	動力遠心機械			安衛則 141	
18	化学設備等	安衛則 277		(2 年に 1 回) 安衛則 276	
19	アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置			安衛則 317	
20	乾燥設備			安衛則 299	
21	局所排気装置	有則 22、鉛則 37、 特化則 33、 粉じん則 19		有則 20、鉛則 35、 特化則 30、 粉じん則 17	
22	特定化学設備等	特化則 34		(2 年に 1 回) 特化則 31	
23	ショベルローダー	安衛則 151 の 34	安衛則 151 の 32	安衛則 151 の 31	
24	フォークローダー	安衛則 151 の 34	安衛則 151 の 32	安衛則 151 の 31	
25	ストラドルキャリアー	安衛則 151 の 41	安衛則 151 の 39	安衛則 151 の 38	
26	ガンマ線照射装置(透過撮影)	電離則 18 の 8	電離則 18 の 5	(6 ヶ月に 1 回) 電離則 18 の 6	
27	不整地運搬車	安衛則 151 の 57	安衛則 151 の 54	(2 年に 1 回) 安衛則 151 の 53	(特)安衛則 151 の 56
28	高所作業車 (作業床の高さ 2m以上)	安衛則 194 の 27	安衛則 194 の 24	安衛則 194 の 23	(特)安衛則 194 の 26

注 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略
(特)は特定自主検査を表わす。

表 6 作業環境測定を行うべき作業場一覧表

作業場の種類 (法施行令第21条)	測定の対象	関連規則	測定回数	記録の 保存年数	作業環境 測定基準	測定者 資格要件
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の 粉じんを著しく発散する屋内作業場	鉱物等の粉じんの 濃度・遊離けい酸 含有率	粉じん則 26条	6ヶ月以内 ごとに1回	7	第2条	作業環境 測定士
暑熱・寒冷又は多湿の屋内作業場	気温・湿度・ふく射熱	安衛則 607条	半月以内 ごとに1回	3	第3条	なし
著しい騒音を発する屋内作業場	等価騒音レベル	安衛則 591条	6ヶ月以内 ごとに1回	3	第4条	なし
坑内の作業場 (1)炭酸ガスが停滞する作業場 (2)28 を超える作業場 (3)通気設備のある作業場	炭酸ガス	安衛則 592条 603条 612条	1ヶ月以内 ごとに1回	3	第5条	なし
	気 温		半月以内 ごとに1回			
	通 気 量		半月以内 ごとに1回			
中央管理方式の空気調和設備を設け ている建築物の室で、事務所の用に供 されるもの	CO・CO ₂ ・室温、 外気温、相対湿度	事務所則 7条	2ヶ月以内 ごとに1回	3	第6条	なし
放射線業務を行う作業場 (1)放射線業務を行う管理区域 (2)放射線物質取扱作業室 (3)坑内の核原料物質の採掘の業務 を行う作業場	外部放射線による線量 当量率、線量当量	電離則 54条 55条	1ヶ月以内 ごとに1回	5	第7,8, 9条	作業環境 測定士
	空気中の放射線物質の 濃度		1ヶ月以内 ごとに1回			
特定化学物質(第1類物質・第2類物 質)及び石綿を製造し、又は取扱う屋内 作業場など	当該物質の濃度	特化則 36条 石綿則 36条	6ヶ月以内 ごとに1回	3(特別管理 物質・石綿 については 40年間)	第10条	作業環境 測定士
粒状又は溶融鉛を取扱う屋内作業場	鉛の濃度	鉛則 52条	1年以内 ごとに1回	3	第11条	作業環境 測定士
酸素欠乏危険場所において作業を行 う場合の当該作業場	酸素の濃度 硫化水素の濃度	酸欠則 3条	作 業 開 始 前 ごと	3	第12条	なし
有機溶剤を製造し、又は取扱う屋内 作業場	当該有機溶剤の濃度	有機則 28条	6ヶ月以内 ごとに1回	3	第13条	作業環境 測定士

表 7 健康診断一覧表（抜粋）

N O	法・規則 根 拠	名 称		対 象 の 概 要	実施時期	記 録		結 果 報 告		
						個人票	保存年数	対 象	様 式	期 日
1	法 66 安衛則 43	一般 健康 診 断	雇入れ時 健康診断	業種、規模を問わず、すべての常時 使用する労働者を対象に雇入れ時に 実施	雇入れの直 前又は直後	様式 5 号 (1) (51 条)	5 年 (51 条)	-	-	-
2	法 66 安衛則 44		定期健康 診断	業種、規模を問わず、すべての常時 使用する労働者	年 1 回定期	様式 5 号 (2) (51 条)	5 年 (51 条)	規模 50 人 以上の 事業場	6 号	実施後 遅滞 なく (52 条)
3	法 60 安衛則 45			安衛則 13 条 1 項 2 号のイ～カの衛 生上有上有害な業務に従事する労 働者	配置替時、6 ヶ月 1 回定 期					
4	法 66 安衛則 47		給食 従業員の 検便	事業に附属する食堂又は炊事場 における給食の業務に従事する労働 者	雇入時配置 替時	雇入時 様式 5(1) その他 様式 5(2) (51 条)	5 年 (51 条)	-	-	-
5	法 66 安衛則 48		歯科医師 による 健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水 素、黄リン等のガス、蒸気又は粉じ んを発散する場所における業務従 事者	雇入時配置 替時、6 ヶ月 1 回定期	様式 5 号 (2)	5 年 (51 条)	定期健診 実施分 規模 50 人 の事業場	6 号	実施後 遅滞 なく (52 条)
6	法 66 の 10 安衛則 52 の 9	ストレス チェック		常時 50 人以上の労働者を使用す る事業場の労働者 上記 を除く事業場の労働者(努 力義務)	年 1 回定期	- 面接指 導の結果 のみ保存	5 年 (52 の 18)	規模 50 人 以上の 事業場	6 号の 2	1 年以 内ごと に 1 回
7	法 66 特化則 39	特定 化学 物質 健康 診 断	従 事 者	令 22 条 1 項 3 号の業務に従事する 者で、特化則別表第 3 の区分に応 じ、特別の検査、検診を実施)	雇入時配置 替時、6 ヶ月 1 回定期 注)X 線は 1 年 1 回	特化則 様式 2 号	特別管 理物質 30 年 その他 5 年	該当事業場 (定期の分)	特化則 様式 3 号	実施後 遅滞 なく
	特化則 39		従 事 者 の 過 去 の	令 22 条 2 項の業務に従事させたこ とがある者(検査、検診項目上 記と同じ)						
	特化則 42		緊 急 時	特定化学物質が漏えい汚染又は吸 入したとき	その都度 遅滞なく					
8	法 66 鉛 則 53	特殊 健康 診 断	鉛 健康診断	令 22 条 1 項 4 号の業務に常時従事 する者 注)はんだ付け、施釉等業務、絵付等業 務、印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入時配置 替時、6 ヶ月 1 回定期 注)は 1 年 1 回定期	鉛則 様式 2 号	5 年	該当事業場 (定期の分)	鉛則 様式 3 号	実施後 遅滞 なく
	鉛 則 56			腹部疝痛等病状を訴えたとき (従事者及び従事させなくなってか ら 4 週間以内の者)	その都度 遅滞なく					
9	法 66 電離則 56	特殊 健康 診 断	電離 放射線 健康診断	令 22 条 1 項 2 号の業務に従事する 者	雇入時配置 替時、6 ヶ月 1 回定期	電離則 様式 1 号 の 2	5 年	該当事業場 (定期の分)	電離則 様式 2 号	実施後 遅滞 なく
12	法 66 有機則 29		有機溶剤 健康診断	令 22 条 1 項 6 号の業務に常時従事 する者	雇入時配置 替時、6 ヶ月 1 回定期	有機則 様式 3 号	5 年	同上	有機則 様式 3 号の 2	同上
13	法 66 石綿則 40		石綿健康 診断	令 22 条 1 項 3 号(特定石綿に限る) の業務に常時従事する者	同 上	石綿則 様式 2 号	40 年	該当事業場	石綿則 様式 3 号	同上
14	じん肺法 第 8 条他	じん肺 健康診断 注)他に 就業時、 離職時 あり		常時粉じん作業に従事する者 常時粉じん作業に従事する者で 管理区分 2,3 の者 常時粉じん作業に従事させたこ とのある者で粉じん作業以外の作 業に従事し管理区分が 2 の者 常時粉じん作業に従事させたこ とのある者で粉じん作業以外の作 業に従事し管理区分が 3 の者	3 年 1 年 3 年 1 年	じん肺則 様式 3 号	7 年	該当事業場	じん肺 法施行 規様式 8 号	毎年末 状況を 翌年 2 月末 迄

他に海外派遣労働者、除染電離則、高圧則、四ア則、通達に基づく健康診断あり

表 8 計画の届出をすべき機械等一覧表

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出 期 日	提 出 先	根 拠 条 文
1. ボイラー(小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けけるもの及び移動式ボイラーを除く)	な し	工事開始の 30 日前まで	所轄労働基準 監督署長	法 88 条 1 項、ボ 則 10 条、56 条
2. 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、ガス事業法、高圧ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く)				法 88 条 1 項、ク 則 5 条
3. つり上げ荷重 3 t(スタッカー式にあっては 1 t)以上のクレーン				法 88 条 1 項、ク 則 85 条、96 条、 140 条、174 条
4. つり上げ荷重 3 t 以上の移動式クレーン(変更のみ)				
5. つり上げ荷重 2 t 以上のデリック				
6. 積載荷重 1 t 以上のエレベーター				
7. ガイドレール(昇降路を有するもの にあっては昇降路)の高さが 18m 以上の建設用リフト(積載荷重 0.25 t 未満のものは除く)				法 88 条 1 項、ゴ 則 10 条
8. ゴンドラ				
9. 有機溶剤等設備	6 ヶ月未満の期間で廃止するもの	工事開始の 30 日前まで	所轄労働基準 監督署長	法 88 条 1 項、安 衛則 88 条、89 条、安衛則別表 第 7
10. 鉛設備等				
11. 四アルキル鉛設備等				
12. 特定化学設備等				
13. 放射線装置室等				
14. 事務所換気装置				
15. 粉じん作業設備等				
16. 動力プレス (機械プレスで、クランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る)				
17. 金属その他の鉱物の溶解炉 (容量が 1 t 以上のものに限る)				
18. 化学設備(製造し、若しくは取り扱う 危険物、製造し、若しくは取り扱う引 火点が 65 以上の物の量が労働大臣の 定める基準に満たないものを除く)				
19. 乾燥設備 危険物等に係る設備で内容積が 1 m ³ 以上 のもの 危険物等以外のものに係る設備で熱源 として燃料を使用するもの (その最大消費量が固体燃料にあって は毎時 10 k g 以上、液体燃料にあって は毎時 10 l 以上、気体燃料にあっては毎 時 1 m ³ 以上のものに限る)又は定格消費 電力が 10 k w 以上の電力を熱源として 使用するもの)				

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	根拠条文
20. アセチレン溶接装置 (移動式は除く)	6ヶ月未満の期間で廃止するもの	工事開始の 30日前まで	所轄労働基準 監督署長	法 88 条 1 項、 安衛則 88 条、 89 条、安衛則 別表第 7
21. ガス集合溶接装置 (移動式は除く)				
22. 軌道装置				
23. 機械集材装置 (原動機の定格出力が 7.5 k w を超える ものに限る)	組立てから解体までの期間が 60 日未満のもの			
24. 架設通路 (高さ及び長さが 10m 以上のものに 限る)				
25. 足場 (つり足場、張り出し足場以外の足場に あつては高さが 10m 以上の構造のもの に限る)				
26. 運材索道 (支間の斜距離の合計が 350m 以上のもの に限る)				
27. 型わく支保工 (支柱の高さが 3.5m 以上のものに 限る)	なし			

1. 壁、柱、天井等に石綿等が使用されて いる保温材、耐火被覆材等が張り付け られた建築物または工作物の解体等の 作業を行う場合における当該保温材、 耐火被覆材等を除去する作業ならびに 石綿等の封じ込め、囲い込み作業	小規模な作業 石綿等の粉じんを著しく発散 するおそれのないもの	あらかじめ	所轄労働基準 監督署長	法 100 条 1 項、 石綿則 5 条
2. 除染特別地域等内における事故由来 の放射性物質により汚染された土壌等 の業務(落葉及び落枝、汚泥等の除去、 拡散防止その他の措置を講ずる業務) 及び、特定汚染土壌等取扱業務(¹³⁴ C s 及び ¹³⁷ C s の放射能濃度の値が 1 万 B q / k g を超える土壌等を取扱う業務)	作業場所の平均空間線量率が 2.5 μ Sv(マイクロシーベルト)/h 以下の場 所での作業			法 100 条 1 項、 除染電離則 10 条

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	根拠条文
1. 高さが 300m以上の塔の建設の仕事	な し	当該仕事開始 前の 30 日前	厚生労働大臣	法 88 条 2 項、 安衛則 89 条
2. 堤高(基礎地盤から堤頂間での高さを いう)が 150m以上のダムの建設の仕事				
3. 最大支間 500m(つり橋にあっては 1000m)以上の橋梁の建設の仕事				
4. 長さが 3000m以上のずい道等の建設 の工事				
5. 長さが 1000m以上 3000m未満のずい 道等の建設の仕事で、深さが 50m以上 のたて坑(通路として使用されるもの に限る)の掘削を伴うもの				
6. ゲージ圧力が 0.3MPa 以上の圧気工 法による作業を行う仕事				
1. 高さ 31mを超える建築物又は工作物 (橋梁は除く)の建設、改造、解体又は 破壊の仕事	な し	当該仕事開始 前の 14 日前	所轄労働基準 監督署長	法 88 条 3 項、 安衛則 90 条
2. 最大支間 50m以上の橋梁の建設の仕 事				
3. 最大支間 30m以上 50m未満の橋梁の 上部構造の建設等の仕事				
4. ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の 内部に労働者が立ち入らないものを除 く)				
5. 掘削の高さ又は深さが 10m以上であ る地山の掘削の作業 (掘削機械を用いる作業で、掘削面の下 に労働者が立入らないものは除く)を 行う仕事				
6. 圧気工法による作業を行う仕事				
7. 石綿等が吹き付けられているもの における石綿等の除去の作業を行う仕 事				
8. ダイオキシン類対策特別措置法 施 行令別表第 1 第 5 号の廃棄物焼却炉(火 格子面積が 2 m ² 以上又は焼却 能力が一時間あたり 200kg 以上の もの)を有する廃棄物の焼却施設に設 置された廃棄物焼却炉、集じん機等の 設備の解体等の作業				
9. 掘削の高さ又は深さが 10m以上の土 石の採取のための掘削の作の作業を行 う仕事				

表9 報告をすべき主な対象一覧表

報告すべき主な事象 および機械等	報 告 様 式	提 出 期 日	提出先	根 拠 条 文
選任したとき	総括安全衛生管理者・安全管理者・ 衛生管理者・衛生工学衛生管理者・ 産業医 選任報告	遅滞なく	所轄 労働基準 監督署長	安衛則 2、4、7、 13 条
事業場又はその附属建設物内で報告すべき事故および特定機械等に係る報告すべき事故が発生したとき	事故報告書	遅滞なく		安衛則 96 条
労働災害その他その他就業中事業場又はその附属建設物内における負傷、窒息または急性中毒により死亡または休業したとき	労働者死傷病報告 (死亡、休業 4 日以上の場合)			安衛則 97 条
労働災害その他その他就業中事業場又はその附属建設物内における負傷、窒息または急性中毒により休業し休業期間が 4 日に満たないとき	労働者死傷病報告 (休業 4 日未満の場合)	1～3 月発生分 (4 月 30 日迄) 4～6 月発生分 (7 月 31 日迄) 7～9 月発生分 (10 月 31 日迄) 10～12 月発生分 (翌 1 月 31 日迄)		安衛則 97 条
特定元方事業者であって、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるとき	特定元方事業者等の事業開始報告 (任意様式)	遅滞なく		安衛則 664 条
移動式ボイラーを設置しようとするとき	設置報告書	あらかじめ		ボ則 11 条
ボイラー、第一種圧力容器を検査証の有効期間を経て休止しようとするとき、又は廃止したとき	()休止・廃止報告書 (任意様式)	休止しようとするときは、当該検査証の有効期間内。廃止したときは遅滞なく		ボ則 45、48、80、 83 条
クレーン等を検査証の有効期間を経て休止しようとするとき、又は廃止したとき				ク則 48、52、89、 93、133、137、167、 171、201 条
小型ボイラーを設置したとき	()設置報告書	遅滞なく		ボ則 91 条
吊り上げ荷重が 0.5 t 以上 3 t 未満 (スタッカー式クレーンにあっては 0.5 t 以上 1 t 未満)のクレーンを設置しようとするとき		あらかじめ		ク則 11、61 条
吊り上げ荷重が 0.5 t 以上 2 t 未満 のデリック(設置から廃止までが 60 日間未満のものを除く)				ク則 101 条
積載荷重が 0.25 t 以上 1 t 未満のエ レベーター(設置から廃止までが 60 日間未満のものを除く)				ク則 145
簡易リフト(荷のみを運搬すること を目的とするエレベーターのうち、 搬器の床面積が 1 m ² 以上又はその天井が 1.2m 以下のもの)				ク則 202 条

報告様式は、ヤフーなどの検索エンジンで「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」と入力すればダウンロード可能です。